1号認定(教育) 持ち物チェックシート

①全員が持参するもの					
□ 子どものための教育・保育給付認定申請書(現況届)兼保育利用申込書					
□ 児童および同居者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)					
□ 来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)					
②子育てのための施設等利用給付認定を希望する (幼稚園等の預かり保育無償化の対象になる) 対象要件については別紙の案内をご覧ください					
はいいいえ					
③施設等利用給付の手続き(現況届・新規申請)					
□ 子育てのための施設等利用給付認定申請書兼現況届 対象にならない方は④へ					
□ 保育の必要性を証明する書類(父・母) (公・母) (※兄弟姉妹入園の場合) (
○会社員等雇用主がある方…就労証明書 <u>父母1部ずつで0K</u> ○自営業の方…就労証明書					
〇農業(自営)の方…就労証明書および農地基本台帳の写し					
○病気、障害等の方…診断書(町指定の様式) ○その他…裏面をご確認ください。					
④保護者以外の方が来庁される場合					
□ 委任状					
⑤児童または同居者に障害がある方がいる場合					
□ 次のいずれかの写し					
・身体障害者手帳 ・愛護(療育)手帳 ・精神障害者保健福祉手帳					
・特別児童扶養手当証書 ・障害年金証書 					
⑥就学前の兄弟姉妹が以下の特定施設を利用している場合 					
□ 次の施設の在園(在所)証明書 ※令和8年4月1日時点で在籍					

·情緒障害児短期治療施設通所部

・新制度に移行しない幼稚園 ・特別支援学校幼稚部 ・児童発達支援施設

•医療型児童発達支援施設

〇保育を必要とする事由と必要書類

該当する事由に応じて、必要書類を父母それぞれ1枚ずつご提出ください。

【例】父:会社勤務 母:妊娠・出産の場合

→「就労証明書」と「母子健康手帳の写し」を提出

保育必要事由	認定期間	必要書類		備考	
就労 【月48時間以上】	雇用期間中	会社員	·就労証明書	※会社員の方は就労証 明書を職場等で記載し てもらう必要がありま	
		自営業	・就労証明書 ※新規の場合は営業許可書の写しなど添付	す。 ※農地基本台帳の写し は農地がある市町村 の農業委員会で取得 できます。	
		農業	・就労証明書 ・農地基本台帳の写し		
		<就労証明書の注意事項> 雇用契約期間が短い場合は、 <u>更新の有無・時期が記載</u> されているか確認します。更新の記載がなく契約が切れる場合は、再度の提出が必要となります。			
妊娠·出産	出産予定月の前 後2か月を含む 最大5か月	・母子健康手帳の写し			
保護者の疾病・障害	診断書の 見込み期間	・医師の診断書(指定様式) ・各種障害者手帳の写し(該当者のみ)		前回該当した方のみ あらかじめ用紙を同	
親族の介護・看護 【月48時間以上】	介護・看護が 必要な期間	次のい ・医師 ・各種	i護申立書 + ずれか1つ 師の診断書 重障害者手帳の写し 護保険証(要介護度の確認)	封しています。 新たに該当する場合 は町のホームページ からダウンロードま たは福祉課へご連絡 ください。	
災害復旧	復旧に必要な 期間	・申立書・罹災証明書			
求職活動	3か月	・ハローワーク登録カード ※お持ちの方のみ			
就学·職業訓練 【月48時間以上】	就学期間が終 了する月の末 日まで	・在学証明書 ・日程表、時間割表など			
育児休業	育児休業が終 了する月の末 日まで	・就労証明書 ※育休期間・復職日について記載があること 育児休業取得前から既に園を利用している場合 のみ継続利用できます。		新規の場合、慣らし保育 として、復職日の1か月 前から入園できます。 それ以前の入園はでき ません。	
その他 (虐待・DV等)	福祉課へご相談ください				